

# 税のかわら版

発行・問い合わせ  
大和市役所2階 市民税課  
〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1  
☎046-260-5232~4 (直通)  
※平日8時30分~17時  
令和7年2月1日 発行  
(令和6年12月現在の法令に基づき作成)

## 所得税や市・県民税にかかる手続きについて

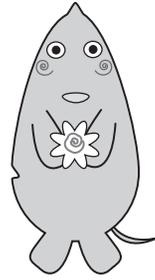
皆様の生活に係る行政サービスは、国と地方で分担して提供しており、その費用の多くは税金によって賄わせていただいています。

さまざまな税金がある中、皆様の所得に応じご負担いただく性質のものとして、国の税金である所得税と、地方の税金である市・県民税があります。

いずれの税金も、法律で仕組みが定められており、年ごとに申告の手続きが必要な場合があります。

申告は、税金の計算のみならず、他の社会制度の算定の基礎（介護保険料や国民健康保険税など）にも繋がっていく、とても大事な手続きです。

この税のかわら版においては、皆様からお問い合わせを多くいただき、国の税金である所得税やその申告手続きである確定申告、また、地方の税金である市・県民税やその申告手続きである市・県民税の申告について、その概要や手続き方法等をお伝えさせていただきます。



大和市イベント  
キャラクター  
ヤマトン

## 所得税の確定申告と市・県民税の申告について

(※以下の説明は、今回、令和7年2~3月の申告手続きに対応した日付等で記載しています)

### ●所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、令和6年の1月1日から12月31日までの一年間に生じた収入等に基づき、納税者自身が所得税額を計算し税務署に申告や精算をする手続きです。令和7年の2月17日(月)から3月17日(月)が申告期間となります。

会社員やパート・アルバイトの方は、お勤め先の年末調整により基本的に手続きの必要はありませんが、「令和6年の途中で退職した」、「給与以外の収入がある」、また「医療費控除など年末調整で対応できない控除がある」などの場合は確定申告をする必要があります。

なお、年金を受給している方は、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつそれ以外の所得金額が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、「年金から所得税が多く天引きされた」、「医療費控除を受ける」などで、所得税の還付を受ける場合は手続きの必要があります。

### ●市・県民税の申告とは

市・県民税の申告は、令和7年1月1日に住民登録のある市町村へ、前年の令和6年中の収入等について申告する手続きです。所得税の確定申告とは異なり、※収入がなくても他の社会制度の算定のため申告をする必要があります。

※令和7年度の介護保険料や国民健康保険税等は、令和6年中の収入額等に応じ算定されます。「令和6年中は収入がなく申告をしなかった」といった場合、収入額が不明のため保険料などが高くなる、といった不利益が生じる場合がありますので、ご注意をお願いします。

なお、収入がなかった場合でも、ご親族等に扶養されていて、扶養している方がその旨を申告する場合は、申告の必要はありません。市・県民税の申告の必要の有無につきましては、本紙最終ページの下段を参考にしてください。

(所得税の確定申告をすると税務署から市に情報が共有されるため、市・県民税の申告は不要となります。)

## 市・県民税について

市・県民税は、1月1日現在にお住まいの都道府県や市町村にお納めいただく税金で、個人住民税とも呼ばれます。

所得税の確定申告や市・県民税の申告、また年末調整の内容などを基に、所得のあった年の翌年度に納付していただきます。

市・県民税には、均等割（一定の所得がある方に定額でご負担いただく税）と所得割（所得金額に応じご負担いただく税）があり、合計した金額が課税されます。

令和7年度の市・県民税は、令和6年中の所得等を基に計算し、令和7年6月に納税通知書を送付させていただく予定です。また、給与からの天引きにより納付される方については、5月にお勤め先あてに通知書を送付させていただく予定です。

### 【市・県民税の税率】

均等割	市民税	3,000円
	県民税	1,300円
所得割	市民税	6%
	県民税	4.025%

※均等割、所得割ともに県民税においては「水源環境保全税」（均等割に300円、所得割の税率に0.025%）の上乗せがされています。

※均等割においては、国の税金である「森林環境税」（1,000円）を別に合わせて徴収させていただきます。

# 大和税務署での確定申告の受付スケジュール

	期間・時間	会場	備考
確定申告	<b>2月17日(月)～3月17日(月)</b> 受付時間は午前8時30分から午後4時まで (相談時間は午前9時から午後5時まで) ※土・日曜日及び祝日を除く。 ただし3月2日(日)は受付します。	大和税務署 ※お車での来署は ご遠慮ください。	※入場整理券が必要です。入場整理券は申告する当日に大和税務署で配布するほか、スマホなどのLINEアプリで事前に入手することが可能です(LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください)。 電話での予約受付は行っていません。
税理士による無料申告相談	<b>2月10日(月)・12日(水)・13日(木)</b> 受付時間は午前9時から (相談時間は午前9時30分から正午まで、 午後1時から午後3時30分まで)	大和市役所 本庁舎敷地内 会議室棟1階	※インターネットでの事前申込又は申告する当日に配布する入場整理券が必要です。詳しくは大和税務署にお問い合わせください。 ※譲渡所得(不動産、株式など)、住宅ローン控除初年、贈与税など、内容が簡易でない申告はご遠慮ください。



税理士による  
無料申告相談  
予約ページ

※お問い合わせは大和税務署 ☎046-262-9411 (代表)

※源泉徴収票など申告に必要な資料、前年分の確定申告書等の控え、マイナンバーと本人確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要です。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封書があればお持ちください。

所得税や確定申告について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

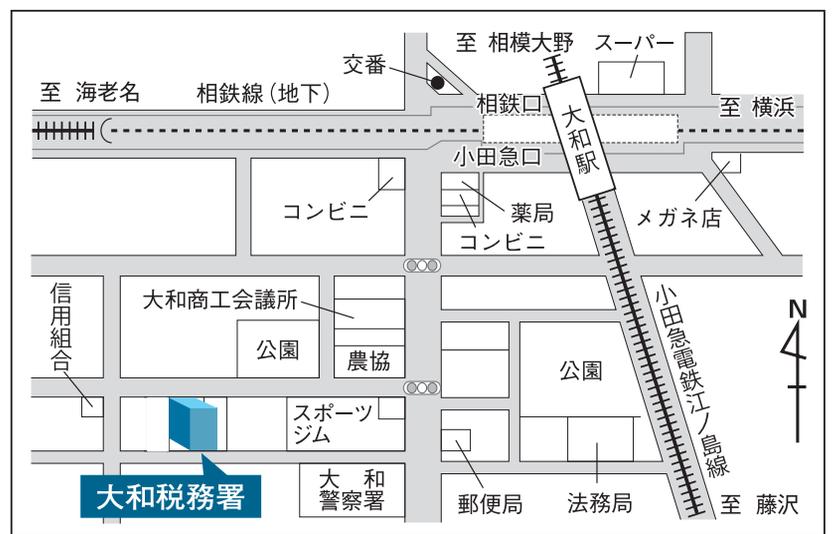
(『国税庁 確定申告の作成』と検索)

確定申告書等の作成、確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A、確定申告に関する様式等についての案内があります。



国税庁  
ホームページ

- 個人の方の国税に関する疑問は、チャットボットの税務職員「ふたば」にお気軽にご相談ください。  
\*土日、夜間でもご利用いただけます。
- 「タックスアンサー(よくある税の質問)」では、医療費控除、住宅借入金等特別控除、年末調整等のよくある国税の質問について一般的な回答を調べることができます。
- お問い合わせ：大和税務署 046-262-9411 (代表)



## ご自宅で確定申告書の作成・提出をしてみませんか？

○マイナンバーカードと、マイナンバーカードの読取対応が可能なスマートフォンやパソコン等があれば、国税庁ホームページにて確定申告書を作成し、提出(送信)することができます。  
確定申告書は、ご自身で印刷のうえ税務署に持ち込みや郵送にて提出することも可能です。

確定申告書等作成コーナー

○国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーは右の二次元バーコードを使用、または『確定申告 作成』と検索してください。



○詳しくは大和税務署にお問い合わせください。  
住所：大和市中心5-14-22  
電話：046-262-9411 (代表)

# 大和市役所での確定申告書の相談、作成ができる場合・できない場合

## ■市役所で確定申告ができる方

大和市役所で所得税の確定申告書の相談・作成ができるのは、次の①、②に該当する方です。

- ①令和6年中の収入が、公的年金等のみの方
- ②令和6年中の収入が、公的年金等と給与のみの方

※収入が給与のみの方や、次に該当する場合は大和市役所での確定申告書の相談・作成はできません。  
大和税務署へご相談ください。

- ・収入が給与のみの方の確定申告
- ・収入に公的年金等がない方の確定申告
- ・源泉徴収票のない方の確定申告
- ・次の所得や控除等の確定申告等  
事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、退職所得、譲渡所得、一時所得、分離課税の所得、損失、令和5年分以前の年分、亡くなった方の確定申告、住宅ローン控除、修正申告、更正の請求 など

◎大和市役所で所得税の確定申告をする場合は、**LINEや電話での事前予約が必要です。**

事前予約の方法等は下記をご覧ください。

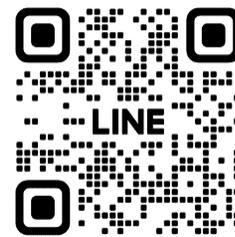
※事前予約のない方は大和市役所ではお受けすることはできません。

## 大和市役所で確定申告する場合の事前予約について

### ■LINEでの事前予約方法

- ・令和7年2月5日(水) 午前10時30分から3月12日(水) 午後5時まで土日・祝日を含め24時間受付します。
- ・大和市(公式)LINEアカウントを友だち追加し、「**手続・予約**」「**窓口予約**」の順に進み、**希望日時、住所、氏名**などを入力してお申し込みください。
- ・入力お申し込み後、LINEにて受付完了にかかる連絡をさせていただきます。

大和市公式LINE  
友だち追加



### ■電話での事前予約方法

- ・令和7年2月5日(水)、6日(木)、7日(金)の午前10時30分から午後3時30分まで。(正午から午後1時までを除く)  
※初日～2日目の午前中はお電話がつながりにくくなることが予想されます。
- ・**事前予約専用電話番号 ☎046-200-7167**  
※電話が集中し、つながりにくい場合がありますが、上記電話番号以外では予約の受付はできません。  
申し訳ございませんが、専用電話番号におかけ直してください。なお、音声案内が始まった時点から電話料金がかかります。
- ・事前予約1回につき1件の申告書を受け付けます。(ご予約は1人1件でお願いします。)

### ■予約可能な申告日など一覧 (LINE、電話共通)

※受付・作成は当日の混雑状況によって予約時間内に完了できないことがありますのでご了承ください。

予約可能な申告日、会場	予約可能枠	予約枠一覧
○申告日 2月21日(金)、22日(土) ○場 所 渋谷学習センター2階 多目的ホール (大和市渋谷5-22 イコーザ内) ※駐車場、駐輪場は有料です	右の予約枠一覧のうちの 21日(金) ②、③、④、⑤、⑥ 22日(土) ②、③、④、⑤	①午前9時～10時 ②午前10時～11時 ③午前11時～12時 ④午後1時～2時 ⑤午後2時～3時 ⑥午後3時～4時 ⑦午後4時～5時
○申告日 2月17日(月) から3月17日(月) (土曜日、日曜日、祝日、2月21日(金)を除く) ○場 所 大和市役所本庁舎敷地内会議室棟1階 (大和市下鶴間1-1-1)	右の予約枠すべて (①、②、③、④、⑤、⑥、⑦)	

### ●作成済確定申告書の提出のみの場合

- ・ご自宅等での作成にて完成済みの確定申告書は、お預かりし大和税務署にお届けします。お預かりは、上記表における予約可能な申告日、会場にて、予約可能枠の時間帯全般にて承ります(この場合、予約は不要です)。  
※会場入口付近の受付職員にご提出ください(内容の確認はいたしかねますのでご注意ください)。

# 令和7年度の市・県民税申告のご案内

## 市・県民税申告の受付スケジュール ※事前予約不要です

※窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送でご提出ください。

申告できる日	申告できる時間	申告場所
1月下旬～2月14日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎2階 市民税課
2月21日(金)、22日(土)	午前10時から 21日(金)は午後4時まで 22日(土)は午後3時まで	渋谷学習センター2階多目的ホール (大和市渋谷5-22イコーザ内) ※駐車場、駐輪場は有料です
2月17日(月)から3月17日(月)まで (土曜日、日曜日、祝日、2月21日(金)を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎敷地内 会議室棟1階

## 市・県民税申告に必要なもの

- ① 給与、公的年金等の収入がある方は令和6年分の源泉徴収票。それ以外の方は令和6年中の収入、経費がわかる帳簿などの資料
- ② マイナンバーの番号確認及び本人確認ができるもの
- ③ 各種控除を申告する場合に必要なもの

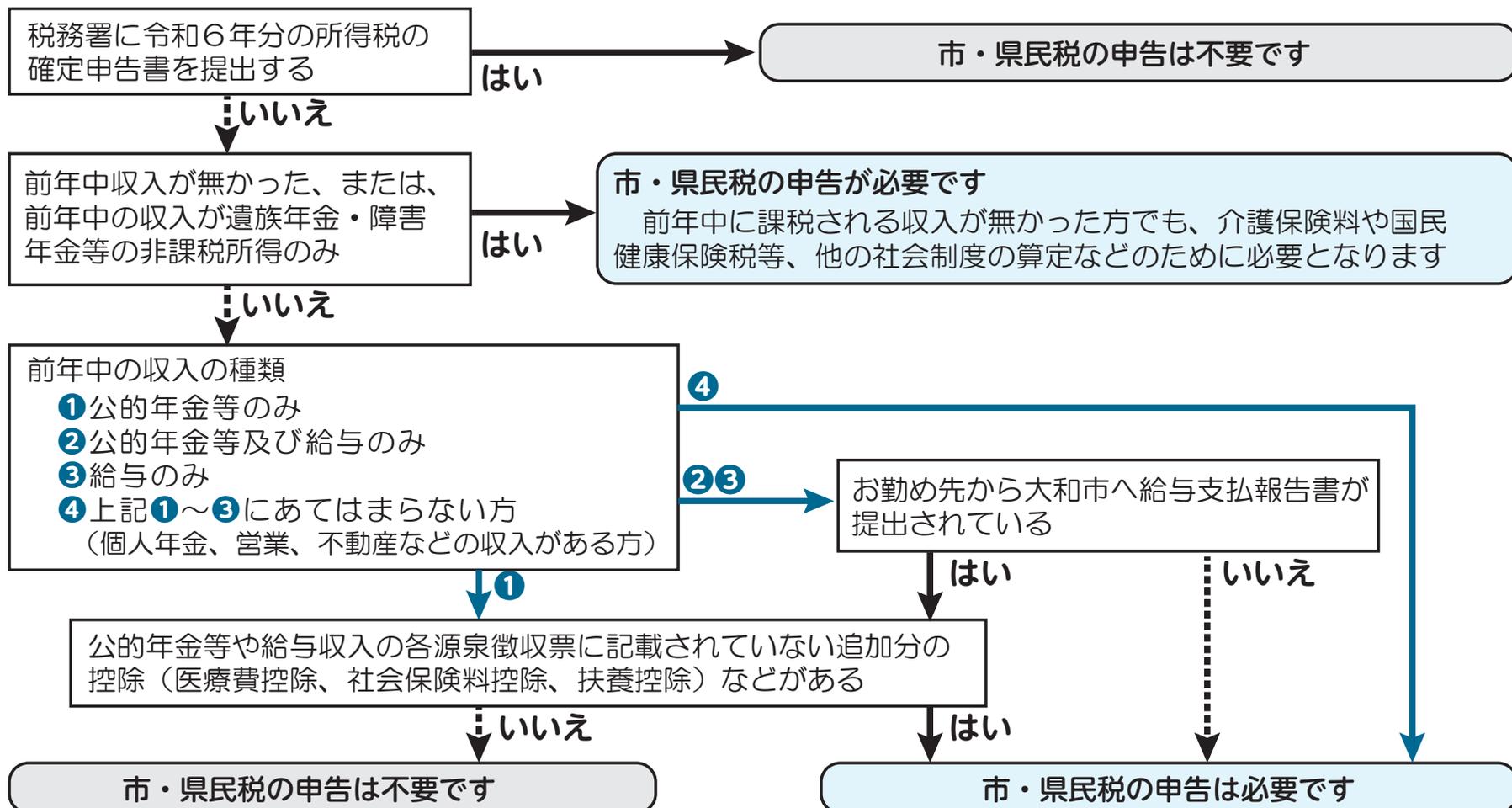
控除の例	必要なもの
医療費控除	各保険者作成の医療費通知又はご自身で作成した明細書 ※領収証だけでは控除できません ※令和6年中に支払ったものが対象です
国民年金保険料に係る社会保険料控除	領収証又は日本年金機構発行の控除証明書 ※令和6年中に支払ったものが対象です
生命保険料控除	各保険会社発行の控除証明書 ※令和6年中に支払ったものが対象です
地震保険料控除	各保険会社発行の控除証明書 ※令和6年中に支払ったものが対象です
障害者控除	障害者手帳など ※令和6年12月31日現在の状況によります
勤労学生控除	学生証又は在学証明書 ※令和6年12月31日現在の状況によります
寄附金税額控除	寄附金の受領者が発行した受領証 ※令和6年中に支払ったものが対象です ※ワンストップ特例を申請した方であっても申告する場合は受領証の添付が必要です

## 市・県民税申告を行う必要があるかどうかご確認ください

申告する必要があるかどうか、次の表を参考にしてください。

※大和市での手続きが必要になるのは、令和7年1月1日現在で市内に住所のあった方です。

※ご親族等の申告において扶養家族として手続きされている方は申告不要です。



市・県民税に関することや、本紙の内容全般についてお問い合わせは、  
大和市役所 市民税課までお願いします ☎046-260-5232～4